

地域における初期日本語教育実施業務委託に係る一般競争入札の参加資格等に関する要領

令和2年3月30日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府（以下「府」という。）が発注する地域における初期日本語教育実施業務委託に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の方法等について定めるものとする。

(審査対象)

第2条 資格審査の対象となる者は、府と初期日本語教育実施業務委託に係る契約を希望する者とする。

(参加資格を有しない者)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(一般競争入札参加者の資格)

第4条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定され、かつ次項に定める条件を満たすものに限る。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 個人情報保護が適切に行われていると認められる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされている者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実が無くなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者

又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- (7) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)第2号で定める日本語教育機関であること。
- (8) 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出せんしている団体を契約の相手方として、過去に同種の業務を行った実績を有する者であること。

(申請書の提出時期)

第5条 資格審査を受けようとする者は、京都府会計規則（昭和52年京都府会計規則第6号。以下「規則」という。）第141条第4項に規定する一般競争入札に係る府公示（以下「公示」という。）において定める期間に申請書（別記第1号様式）1通を提出しなければならない。

(添付資料)

第6条 申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区村長が発行する身分証明書等
- (2) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
- (3) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (4) 営業経歴書及び地方消費税納税証明書
- (5) 取引使用印鑑届
- (6) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）及び財産目録、個人にあつては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- (7) 第4条の(8)に該当することを証する書類
- (8) 権限を営業所長等に委任する場合には委任状

(資料等の提出)

第7条 契約担当者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

(参加資格を有する者の名簿への登載)

第8条 契約担当者は、参加資格を有すると認定した者を地域における初期日本語教育実施業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(資格審査結果の通知)

第9条 契約担当者は、資格審査の結果を文書により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第10条 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和3年3月10日までとする。

(変更届)

第11条 申請書を提出した者(第8条の名簿へ登載されなかった者を除く。)は次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第6号様式)により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては氏名

(参加資格の承継)

第12条 参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者(第3条及び第4条第1項のアに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- (5) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別記第7号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

3 契約担当者は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を文書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の取消し)

第13条 契約担当者は、参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破

産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- 2 参加資格を有する者が次の(1)から(6)のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次ぎの(1)から(6)のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量に関して不正の行為をしたとき
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (5) 正当な理由なくして契約履行しなかったとき
 - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 3 契約担当者は、前2項の規定により参加資格を取り消したときは、文書により、その者に通知する。

附則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。